

社会福祉法人ゆいの里福祉会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆいの里福祉会（以下「福祉会」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、役員とは福祉会の理事及び監事をいい、役員等とは役員及び評議員ならびに理事長が認めた委員会の委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 福祉会の役員等がその業務に従事したときは、報酬を支給する。ただし、福祉会の営む社会福祉事業に従事する常勤職員については、支給しない。

2 前項の規定により支給する報酬は、次の通りとする。

- (1) 理事長（理事長の職務代理者を含む）が、日常業務に従事したことにより支給する報酬は、日額6,400円とする。
- (2) 監事が監査業務に従事したことにより支給する報酬は、日額6,400円とする。
- (3) 役員等が理事会、評議員会、競争入札の立会い等の業務に従事したことによる報酬は、1回5,000円とする。
- (4) 役員等が理事長の認めた委員会に従事したことによる報酬は、1回3,000円とする。ただし、評議員選任・解任委員会に従事したことによる報酬については別に定める細則に基づく。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務のため出張したときは、旅費として費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費及び宿泊料は実費とし、社会福祉法人ゆいの里福祉会職員旅費規程に定めるところによる。ただし、宿泊料については、15,000円を限度とする。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月 1日から施行する。